

之レニ對シ事業主側ハ

1. 待遇條件ノ同勤半當十五錢ヲ削除スルコト

2. 業主ノ都合ニヨリ休業シタ場合ハ一日ノ賃銀ヲ支給セサルコト

3. 勤続三ヶ年以上ノ者ニシテ退職ノ場合ハ六十円ヲ支給シ

一ヶ年ヲ増ス毎二十五円ヲ支給ストアルヲ職工十五円

以上休業シタル場合ハ二十五円ヲ支給セス勤続三ヶ年

未満ノ者退職ノ場合ニ六十円ノ三分ノ一ヲ減シ

額ヲ支給ス

各職工<sup>側</sup>ニテ現在生産組合ニ於テ仕入タル材料ハ原價

ヲ以テ之ヲ買收スルコト

5. 罷業中ノ口給ヲ支給セス

6. 追借(前借ニ對スル)一切ヲ為サハルコト

ノ六條件ヲ提出シ調停ヲ一任シタルヲ以テ、茲ニ漸ク解決ノ曙光見ハ

職工側ニ猶ホ若干ノ異見モアリタレト、組合ノ代表者藤岡文六八十四日

正午調停者加納健治ヲ自宅ニ訪問シテ職工側今日ノ窮状ニ鑑ミ